

# 不戦へのネットワーク

連絡先／名古屋市中村区那古野1の44の17 嶋田ビル2F

Tel:050-3593-5130

HP／<http://www.jca.apc.org/~husen/>Eメール／[husen@jca.apc.org](mailto:husen@jca.apc.org)<https://www.facebook.com/antiwarnetwork>

## オンライン連続講座 part2 軍事要塞化される 奄美・沖縄の島々

### 第1回 与那国島から

- ・猪股哲さん
- ・南西諸島ピースネット共同代表

1月18日（山）18:30～20:30予定

終了しました



### 第2回 奄美大島から

- ・関誠之さん
- ・奄美市議会議員

2月8日（火）18:30～20:30予定



### 第3回 沖縄島から

- ・岸本橋さん
- ・沖縄平和運動センター 事務局長

2月24日（木）18:30～20:30予定



◆ 参加料：1回 ¥500

◆ 場所：イーブルなごや

◆ ※オンラインでの参加ができない方のために会場も用意しましたのでお越しください。

【主催・お問い合わせ先】

## ★★オンラインの申し込み★★

オンラインをご希望の方は、専用希望回とお名前、メールアドレスを明記の上、各企画回2日前までに下記のアドレスにお申し込みください。  
お申し込み頂いたメールアドレスに参加URL等を送ります。

Email: [husen@jca.apc.org](mailto:husen@jca.apc.org)

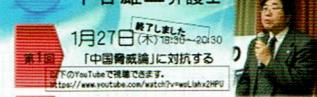
※参加費は以下の口座にお振込みください。

口座番号 00880-6-30282

加入者名 不戦へのネットワーク

## 「憲法改悪反対」署名推進のための 講師養成 オンライン講座

講師 中谷雄二弁護士



1月27日（木）19:30～20:30

第1回 「中国脅威論」に対抗する  
[YouTubeで視聴できます。](https://www.youtube.com/watch?v=ewLihx2iPfU)

2月16日（水）18:30～20:30

第2回 「緊急事態条項」何が問題か

お申込みは下記のメールアドレスへお問い合わせください。  
[husen@jca.apc.org](mailto:husen@jca.apc.org)YOUTUBEライブでも視聴できます。  
<https://youtu.be/AGt-d05QzfK>主催 憲法をくらしと政治にいかす 改憲NO! あいち憲法がかり行動  
名古屋共同法律事務所 052-262-7061 / 藤原真 090-9917-6996

## 2.19 集会&デモ

### 憲法の危機 戦わないために闘おう

2022.2.19(土)

光の広場（ふ頭大通り公園）

10:30～集会 / 11:00～デモ

止めよう ★★ 憲法改悪 辺野古 新基地  
沖縄ミサイル基地化

実現しよう ★★ 脱炭素・脱原発

憲法をくらしと政治にいかす 改憲NO! あいち憲法がかり行動  
名古屋共同法律事務所 052-262-7061 / 藤原真 090-9917-6996

## 不戦へのネットワーク総会

### & 記念講演会

日時 4月16日【土】午後1時半～

場所 東別院会館 葵の間

総会 午後1時30分～2時30分

記念講演 午後2時45分～3時45分

講演 飯島滋明さん

暴走する政治 破壊される9条（仮称）



## 目次

- ★ 改憲阻止にむけての私たちの課題
- ★ 石垣島を訪ねて
- ★ 土地規制法をこの地域の課題として考える
- ★ 愛知県人権尊重の社会づくり条例について
- ★ 二つの労働運動弾圧を跳ね返した！
- ★ 活動報告と案内
- ★ 会計報告・編集後記

# 改憲阻止にむけての私たちの課題

飯島 滋明(名古屋学院大学)

## (1) 改憲をめぐる政治的状況

2021年10月31日の衆議院選挙。自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲政党は4分の3以上の議席を占めた。改憲勢力が躍進した結果、改憲の動きが活発化している。2021年11月2日、松井一郎日本維新の会代表は「来年の参院選までに改正案を固め、参院選と同時に国民投票を実施すべきだ」と発言した。2021年11月7日、フジテレビ系『曜報道 THE PRIME』で吉村洋文日本維新の会副代表は「維新の会は改憲勢力だ。自民党は憲法改正を党是といながら、実は一部の保守層のガス抜きのためにやっているようなもの。本気で憲法改正をやろうと思っていない。自民党のやるやる詐欺に付き合うつもりはない」と発言した。2021年12月2日、公明党の北側一雄中央幹事会長は「来年の通常国会で、週1回の憲法審査会を衆参ともに開き、改憲論議を積み重ねれば合意形成はどんどん進む」と発言した。国民民主党の玉木雄一郎代表も「憲法審査会は毎週開いたらいい。われわれは議論するために歳費をいただいている。(審査会を開くことがすごいみたいになっていること自体、その文化を変えていかなければいけない」と発言している。こうして公明党、日本維新の会、国民民主党は憲法改正の大合唱を繰り広げている。

## (2) 自民党の改憲への動き

自民党も憲法改正に向けた言動を進めている。2021年11月20日、岸田首相は自民党の「憲法改正推進本部」を「憲法改正実現本部」に変えた。2022年2月1日、自民党憲法改正実現本部は全国各地で開く対話集会の実動部隊となる「タスクフォース(TF)」を始動させた。夏の参院選後を見据えて国民的な改憲論議を盛り上げ、国会での議論を後押しすることを狙いとしている。5月までの早い時期に全都道府県で1回目の集会開催を目指すという。講師は安倍元首相や麻生副総裁、石破茂元幹事長ら「集客力」の高い党重鎮などが担当する。そして自民党がまとめた改憲4項目の内容や狙いなどを説明するという(『読売新聞』2022年1月31日付(電子版))。

## (3) 改憲 4 政党が主張する改憲項目

2021年12月16日の衆議院憲法審査会での改憲4政党の発言を紹介する。自民党の新藤義孝議員は「自衛隊の明記、緊急事態条項、合区解消・地方公共団体、教育充実の4テーマを、既にこの憲法審査会において議論のたたき台として提示をさせていただいております」と発言した。日本維新の会の馬場伸幸議員は「2016年3月、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の3項目から成る憲法改正原案を取りまとめました」と発言した。公明党の北側一雄議員は「緊急事態において国会の機能をどう維持するか」、「デジタル社会における人権の保障と民主主義」、「地球環境保全の責務というテーマ」と発言した。国民民主党の玉木雄一郎議員は「統治分野での憲法改正の必要のある項目として議論しなければならぬのは、……緊急事態条項の議論をすべき」、「あえて申し上げれば、緊急事態条項自体が危ないのでなく、まともな緊急事態条項がない中、曖昧なルールの下で憲法上の権利が制限され得る状態こそが危ないと考えます」、「次に、人権分野に関しては、やはりデジタル時代のデータ基本権の議論を深めるべき」と発言した。

## (4) 何が問題か

2022年、「憲法改正」は正念場となる。「憲法改正」が市民の幸福と平和実現にとって有益なものであれば、私たち憲法学者は一般的に反対しない。しかし、改憲4政党が主張する改憲が実現すれば、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権等いう憲法の基本原理の墓穴を掘ることになり、決して市民のためにならない。だからこそ多くの憲法学者は改憲に反対するのである。具体的に言えば、自民党・公明党・日本維新の会・公明党が主張する改憲案のうち、自衛隊明記の憲法改正、緊急事態条項、憲法裁判所、統治機構改革などの改憲案は危険・無謀である。環境権、データ基本権、教育無償化、参議院の合区解消などは憲法改正は必要なく、法律で対応すればよい。国会議員の任期延長やオンライン出席など、国会議員のために850億円もの改憲費用を費やす必要は全くない。これほど莫大な予算は、コロナで大変な状況にある市民の生活を守るために、生存権(憲法25条)や幸福追求権(13条)実現のために使うべきである。

さらに憲法改正の際には国民投票が実施される

が、憲法改正国民投票について定めた改憲手続法（憲法改正刻印投票法）は公正公平なしくみになつていかない。たとえば CM 規制、インターネット規制がないため、お金を持っている人たちは財力にものを言わせて改憲の主張をテレビ CM やインターネット広告を使って大々的に宣伝することが可能になる。これでは「金で買われた憲法改正」になりかねない。また、外国資本への規制がないため、「外国資本による基地周辺の土地取得が問題だとして「土地等監視及び利用規制法」を制定したのであれば、改憲手続法でも外国資本を規制すべきである。森友学園問題では、赤木さんは小西議員や杉尾議員に吊るしあげられた翌日に自殺したといった、Dappi の悪質極まりないデマ記事が流れている。こうした悪質極まりないデマを規制しない限り、「デマから生まれた憲法改正」となりかねない。小西洋之議員が「歪曲と捏造を放置すれば民主主義が崩壊する 法的整備も必要だ」（『週刊金曜日』2021 年 11 月 12 日号）というように、デマへの対策も必要である。公正公平にならない改憲手続法の問題を解決しない限り、憲法改正国民投票は許されないとの認識を広める必要がある。2021 年 12 月 16 日、衆議院憲法審査会で日本維新の会の馬場伸幸議員は「憲法改正に向けた国会の発議権が制約されているかのような立憲民主党の物言いは、憲法違反の虚妄であります。憲法学が専門で、関西学院大学の井上武史教授が、手続法である国民投票法が障害になって憲法改正が制約されることはあるではない、改正が必要なのであれば、三年という期限にとらわれず、直ちに審議して、いつ国民投票を行わってもよいように準備しておくのが憲法改正を発議する国会の責務であると喝破されているとおりであります。立憲民主党には、憲法に規定されている国民の憲法制定権力をないがしろにすることのないよう、強くくぎを刺しておきたい」と発言した。公平公正な手續が整備されていないのに国民投票が可能と主張するのであれば、それこそ「国民の憲法制定権力を蔑ろ」にしている。憲法改正の国会発議の制約＝国民の憲法改正権力の制約という主張こそ、主権者国民の憲法改正権力のさん奪である。

## (5) 今後、どうすべきか

いま、日本で必要なのは憲法改正ではない。生存

権（25 条）や幸福追求権（13 条）を実現する政治である。改憲政党が主張するような、憲法審査会の毎週開催や分科会設置ではない。こうした認識を社会に浸透させるとりくみが必要である。

そして何より、2022 年 7 月の参議院選挙では、改憲 4 政党の議席を大幅に減らすためのとりくみが必要である。「衆院議員の任期満了は 25 年 10 月。自民、公明両党が夏の参院選に勝利すれば、首相が衆院を解散しない限り、その次の参院選が行われる 25 年 夏まで国政選挙のない「黄金の 3 年」が手に入り、政府・与党としては腰を据えて重要課題に取り組める環境が整う」と『読売新聞』2022 年 1 月 31 日付（電子版）は指摘する。こうした「黄金の 3 年間」を改憲 4 政党に渡さないため、まずは 2022 年 7 月の参議院選挙で改憲 4 政党の議席を大幅に減らすとりくみが重要になる。2022 年は「改憲」への対応も本腰を入れる必要がある。



## 「憲法改悪を許さない全国署名」

### を進めましょう！

岸田自公政権と日本維新の会などの改憲の動きに対して、「9 条改憲 NO！全国市民アクション」「戦争をさせない！9 条壞すな 総がかり行動実行委員会」は、改憲反対の新たな署名を提起しました。あいち総がかり行動は、1 月 19 日、新署名スタート集会を、飯島滋明さんの「憲法の危機と闘いの展望」をテーマの講演していただき、署名に取り組むこととしました。今回の署名は数も重要ですが、各政党の改憲論の過ちを一つひとつ反論していく必要があると思います。また、中国脅威論や台湾有事、朝鮮のミサイル発射などの危機ありにも対抗していく必要があります。署名をツールに対話を深め、改憲がいかに危険か、多くの方に訴えていきましょう。

※以下のサイトからネット署名もできます。

<http://kaikenno.com/?p=1826>

# 石垣島を訪ねて

杉下芳松(東海民衆センター)

去る、1月24日から26日、戦争マラリア、人頭税で知られる八重山諸島の石垣島にKさんと訪ねた。出発前日は、辺野古新基地建設を巡り名護市長選の結果が明らかとなり、容認派は基地交付金によって子育て無償化を続けられると選択を迫った。民意を全く無視することで諦めさせ基地の受け入れによって潤っているように見せかける分断政策であった。結果を政府は高笑いしているに違いない。更に今回も在日米軍基地から爆発的に広まったコロナ感染。原因が日米地位協定にもかかわらず、政府は改定を否定した。まさに沖縄は植民地状況に置かれている。作家の目取真俊さんは「日本復帰50年、ウチナンチュワーもなめられたものだ」と嘆いておられる。

さて、今回私たちを案内してくださったのは、川崎で郵政労働者として活躍され、定年を迎えて地元に帰ってこられた「基地はいらないチーム石垣」の上原正光さん。25日は1日中お世話になった。まず、海上保安庁の石垣港へ。離島ターミナルの一番西寄りに専用ベースを持ち、14~16隻配備され、この日は11隻の艦艇を見ることができた。放水銃や機関砲を装備し、ものものしい感じを受けた。残る船は尖閣諸島の警備だと勝手に解釈した。この石垣港は第11管区海上保安部に所属(本部は那覇)し、他に、那覇、名護、中城、宮古など沖縄周辺、八重山諸島の水域で東シナ海、太平洋と広大な海域を担当している。要員は約1900人(石垣は約700人で全国最多)。艦艇50隻、航空機15機を抱え、尖閣諸島を担当し、近年特に注目の管区と言われている。昨年11月には最大級6500トン、最新ヘリ搭載型、20ミリ、40ミリ機関砲各2基を装備する艦



石垣港、海保の専用埠頭。この日は11隻停泊していた

艇が配備された。上原さんは、南側の広大な埋め立て地に20万トン級の旅客船の桟橋の他に、海上自衛隊基地が島の北部と西表島にも作られるのではと危惧されていた。

次に島の中央、県道87号線を北上、沖縄県最高峰526mの於茂登岳の南側に小高い山裾、平得大俣地区に面積46ヘクタール(私有地10ヘクタール、元ゴルフ場13ヘクタール、市有地23ヘクタール)のミサイル基地現場がある。途中「市有地を基地にするな」「ミサイル基地はいらない」「ここは大切な世界報の水」などの立て看があった。隊員宿舎の建設も進められていた。建設は、2019年3月に強行された。南側のパイナップル畑から見える工事現場は右側に弾薬庫が三ヵ所、左側には射撃場ができるとのこと。花崗岩を碎く重機の音がうるさく、遠くまで聞こえて、ダンプやミキサー車が通る出入り口には騒音測定の表示、2023年春の完成予定看板、元ジュマールというゴルフ場のハウスには所有者である幸福実現党のポスターを見る事ができた。上原さんは工事の進捗状況を見るために連日ドローンで観察され、この日も飛ばしていた。抗議行動は、「おばあの会」が週2回取り組まれていること。工事現場の一部が、山麓道にある八重山農林高校演習林の脇の道路からと、ハンナ公園展望台からは東北の位置に一望することができる。



八重山農林高校演習林から見える工事現場の一部

石垣住民投票を求める会は、ミサイル基地をめぐり賛否の民意を明らかにするため、住民投票の実現をめざした。地方自治法により有権者の50分の1、2%の署名で議会に提案できる。署名は、2%(780筆)をはるかに超える、1万4263筆(37%)を集約し議会に提出したものの、2019年2月議会では賛否同数、議長判断で否決された。しかし、2009年、県内初の自治体基本条例が作られ、有権者の25%で市長は住民投票を実施することを決めており、住民投票を求める会は2019年9月に市を相手取って住民投票を実施するよ

うに那覇地裁に提訴した。本年1月21日、原告は口頭弁論で「住民投票実現が島のよりよい未来を切り開くきっかけになる」「ミサイル基地から400メートルの距離に実家や農園があり、防衛省や市から十分な説明がなく住民の意思確認が置きざりにされたまま計画が進んできた。「住民間で亀裂が深まったように感じる」と述べています。この場所も土地規制法によれば当然規制の対象になることは間違いない。

まもなく石垣市では市長選が始まる。(2月27日投票)すでにある交差点では自民党が推す中山氏の街宣が実施されていた。日本会議の中山義隆現市長。同じく日本会議で基地建設賛成派、そして八重山に海上自衛隊を致する砥板芳行氏は「住民合意のない自衛隊配備反対」などの政策協定を野党と結んだ。(議会構成、定数22、野党8)これで形は一騎打ちとなつたが非常に複雑だ。しかも砥板芳行氏は玉城県政を全面支援するオール沖縄の候補である。

いま私たちの目の前に対中包囲網の一環として九州から南西諸島の与那国まで日米の戦時体制が作られつつあり、台湾有事を想定し、南西諸島に米軍の軍事拠点を設ける共同作戦計画も明らかになった。米軍への思いやり予算には日米共同訓練費が盛り込まれ、5年間で1兆円超。今年度の補正予算7700億円の追加で軍事費は6兆円を超えた。敵基地攻撃論、日米施設の共同使用、まさに何でもありだ。

防衛庁戦史室の資料に「沖縄戦」を総括したものがあり、日本軍は県民に戦争協力させる一方、守る任務はないと記載されている。どちらかが偶然にも挑発をかけ衝突となれば南西諸島の住民の犠牲は計り知れない。満州事変のように日本が仕掛ける可能性がないとは言えない。1972年の日中共同声明、1978年の日中友好条約で尖閣は触れない、いわゆる棚上げであったはずが、2012年の当時の石原慎太郎東京都知事の購入発言、民主党政権による国有化によって一気に緊張が深まった。

沖縄大学の地域研究所の泉川友樹研究員は、中国海警局船の領海侵犯は、日本漁船の尖閣諸島海域での漁に対してのもので、漁船は石垣市議会議員や右翼的団体の所有で、彼らは海警局の船を撮影し、尖閣が中国に乗っ取られると配信し続けている。生活のために漁をする船ではなく中国脅威を煽るための船であること。日中漁業協定が適用(排他的経済水域)される水域で日本漁船が拿捕された事実はないことを

日本政府は認めている。

1972年の沖縄の日本復帰の際、アメリカは施政権を返還、尖閣の領有権に関しては日中台の対立を背景に当事者間で解決すべき問題としている。アメリカは、日本が施政権を持つ尖閣は日米安保条約第5条の適用対象とするが領有権は中立政策を維持しており、そのことは1978年6月、尖閣諸島の大正島・久場島での射撃場について使用停止をしていることでわかる。

尖閣や台湾有事を巡って、2014年11月7日、日中両政府は四つの合意事項を確認している。日中共同声明、に日中友好条約、尖閣では対話や協議を通じて不測の事態を回避するなど、脅威に対してこれを実践すれば事足りるのではないか。

さらに脅威と言えば、朝鮮国のミサイル発射が言われているが。朝鮮戦争を終わらせることが脅威を減らす一つ。しかし、日本政府は昨年11月、日米韓の政府間協議で終戦にさせてはならないと発言した。脅威がなくなつては困るからか、国連軍の基地がなくなるのを恐れているのか。拉致被害者についても安倍長期政権は何もできなかつた。植民地支配の清算がすんでいれば起きなかつた問題だ。侵略・植民地支配を正当化する歴史改ざん主義者には解決できないのではないか。拉致問題を政権は脅威がなくなるないよう利用してきたのではないかと思ってしまう。

今年は、沖縄の日本復帰50年。1971年11月17日、沖縄国会で復帰後も米軍基地が残るとした返還協定が強行採決された。故に琉球政府の建議書は国会に届かなかつた。建議書には、米軍基地について、県民の人権を侵害し、生活を破壊する「悪の根源」と指摘し、基地撤去と自衛隊の沖縄配備反対が明記されている。今、建議書の内容が活かされる時ではないか。

「戦争につながるものは反対」の姿勢を貫くKさん。最終日の帰り際に、前石垣空港の跡地と一緒に見学した。現空港の滑走路北側にはバイパスが作られ、沿道には県立八重山病院、市役所が移転し、滑走路の一部が市職員用の駐車場造成のため重機が動いていた。この広大な跡地を見ると、私の住む自治体で市庁舎建設を巡って争われた市長選を考えずにはいられなかつた。

空港ではアルコール販売が中止で、機内でおいしいワインをたしなみ、お世話になった上原さんやKさんとの話が思い出され、短い石垣を後にした。

# 土地規制法を

## この地域の課題として考える

八木巖

昨年6月16日、「重要施設等周辺住民監視規制法(土地規制法)」が成立しました。不戦へのネットワークでは5月11日に当会の代表でもある飯島滋明さん(名古屋学院大学 平和学・憲法学)の講演会「危ない!重要土地調査および規制法案」をおこないました。



(<https://www.youtube.com/watch?v=TjmRQ86lp30>Youtube動画)。

講演ではこの法案が市民監視法案であることが示されました。法案の内容については①基本方針の策定、②注視区域、特別注視区域の指定、③注視区域内にある土地等の利用状況の調査、④当該土地等の利用の規制、⑤特別注視区域内にある土地等に係る契約の届け出、とまとめられました。そして条文にそつて細かく危険性を指摘されました。幸福追求権、プライバシーの権利、思想および良心の自由の侵害につながるとされました。

また土地規制法アクション事務局の谷山博史さんによる学習会を行い、改めてこの法律の危険性と沖縄における土地規制法廃止運動について伺いました。11月29日。



([https://studio.youtube.com/video/J9C5wUnz\\_-I/edit](https://studio.youtube.com/video/J9C5wUnz_-I/edit) Youtube動画)

土地規制法では内閣総理大臣が情報収集について関係行政機関の長や関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、対象者の情報を提供するよう求めることができます。内閣官房は現場に手足をもっているわけではないので、自衛隊・情報保全隊などが情報収集にあたると思われます。小牧基地、守山駐屯地、豊川駐屯地には情報保全隊

が配置されています。そして地方自治体に「氏名、住所、その他政令で定めるもの」の情報提供や「資料の提供」を求めるができる、とされています。個人情報の提供を地方自治体に求めているのです。こんなことが常態化すれば、「役所」は信用されなくなります。住民・市民は萎縮します。「騒音がひどい」「もっと安全に気をつけて」とか、「市街地行進を止めてほしい」などの相談をこの役所にできるでしょうか？ 沖縄県の名護市議会や北谷町議会、中城村議会は法律の廃止を求める意見書を可決し、北海道旭川市議会は「さらなる検討をもとめる」意見書を提出。沖縄県、福岡県内などで陳情、請願あるいは要望書が提出されています。地方での運動が重要です。沖縄だけの問題ではありません。この法律は内閣総理大臣→地方自治体→住民という一方的な力関係をつくりだすようにできています。その意味でも自治体への働きかけが特に大切だと思われます。不戦へのネットワークは11月29日に県議会にて、『「重要施設周辺及び国境離島などにおける土地等の利用状況の調査及び利用の規制などに関する法律』に関わる適切な対応を求める陳情書』を提出しました。各部局と議員に陳情書が配布されました。(この陳情書は不戦へのネットワークのホームページにあげてあります。ぜひ読んでください。)この陳情に終わることなく、関連自治体への要請・話し合いなど、今後も続けていきます

こんな法律をこのままにして「住民の行政参加」、「市民運動の行政との協同」などは考えられません。民主主義の大きな土台、地方自治が揺らいでいます。「密告制度」まで盛り込まれた法律なのです。住民組織、市民運動などは大きな影響をうけます。これまでにも不法な調査をつづけてきた自衛隊・情報保全隊、警察・公安も情報収集にお墨付きがあたえられます。基地周辺地域での自衛隊の「存在感」は増していくことになります。



県議会へ陳情書提出後、議員に趣旨説明

2月7日付けの中日新聞。全国の200ヶ所が「特別注視区域」に指定されると報じた。扱いは小さい。

この地域(愛知)ではどこが対象となるでしょうか。司令部機能を持つ基地は特別注視区域になるということなので、愛知県においては、小牧基地、守山駐屯地が対象になります。また「自衛隊が共用する空港」も対象となるので名古屋空港も対象となります。その1Kmの範囲は土地取引などにあたっては届け出が必要となる。いずれも市街地であり商業施設も多くあり土地取引など経済的影響は大きいと思われます。豊川駐屯地、春日井駐屯地、高蔵寺弾薬庫は注視地域になると思われます。海上保安庁の施設もあげられています。また生活関連施設は原発や自衛隊共用空港以外は明らかになっていませんが、国民保護法の同様の規定「生活関連等施設」から考えれば、主要な駅、名古屋、金山、栄、大曾根、千種、刈谷、伏見が対象となる可能性があり、発電所、ガスタンク、水道、放送局などにも拡大されるかもしれません。(飯島滋明さんの講演に詳しい。)

そもそもこの法律は外国資本の基地周辺の土地取得を防ぐということを「目的」としていますが、ここ数年来、北海道の土地が買収されている、水源地が外国資本に買収されているなどの「風説」がマスコミなどで流されています。政府は千歳基地の近隣の土地や対馬の自衛隊施設周辺を外国資本が購入していると主張しました。しかし、防衛省の調査の結果、「自衛隊の運用に支障をきたしてはいない」としています。法律の背景にはファクトではない「風説」、「デマ・ヘイト」があります。その意味で成り行きによっては対象となる施設は拡大される可能性があります。

この法律は内容があいまいと指摘されていますが、「機能阻害行為が具体的でない」、「土地等利用者そ

の他関係者」が明確でない、などの批判があります。毎日新聞が情報公開で「機能阻害行為」として①継続的な高所からの監視・盗聴など②周囲の送電線、水管などを破壊し、施設へのライフルイン供給を阻害③坑道の掘削、施設地下への侵入・攻撃④電波妨害(ジャミング)⑤領海の基準となる海岸線(低潮線)や付近の土地などの大規模な破壊、形質変更⑥領海などの保全・利用に関し、活動拠点の基礎となる施設への攻撃など⑦離島などの社会経済活動の阻害による活動拠点の無力化など、を政府が想定していることがわかったと報じています(12月30日)。

この法律は現在内閣官房準備室で細部が検討されています。今年6月に基本方針が示され、審議会メンバーを選出、注視区域などの審議。9月に施行するというスケジュールになるということです。

土地規制法廃止アクションの人たちなどが中心となって内閣官房施行準備室にヒアリングをおこなっています。(12月2日)。こちらもYoutubeで報告があがっています。

<https://www.youtube.com/watch?v=vXYB2dFJUDA>

これを見るとパブリックコメントには前向きのようです。

2月7日付けの中日新聞。全国の200ヶ所が「特別注視区域」に指定されると報じた。扱いは小さい。

## 安保土地規制 200カ所指定へ

「特別注視区域」に  
2月7日付  
政府は、安全保障上重要な施設などを対象とした「土地利用規制法」を今年九月に全面施行するのに合わせ、全国の約二百カ所を重要度の高い「特別注視区域」に指定する方向で検討に入った。南西諸島付近で中国が軍事活動を活発化させていることを踏まえ、沖縄県与那国町の陸上自衛隊与那国駐屯地の周辺などを含める。政府関係者が六日、明らかにした。

同法は自衛隊基地や、領海の根拠となる国境離島、原発周辺の土地を特別注視区域や「注視区域」に指定。所有者の調査のほか、施設の機能を妨害する行為への中止勧告・命令を可能とする。特別注視区域では、一定面積以上の売買に事前届け出も義務付けられる。

注視区域には、沖縄県・尖閣諸島の沿岸警備などを担う那覇市の第十一管区海上保安本部や、全国の原子力関連施設の周辺二十カ所超を指定する方向で調整している。

# 愛知県人権尊重の社会づくり条例 について

青木有加(弁護士)

## 1 愛知県の人権条例制定に向けた動き

愛知県は、昨年8月と10月に愛知の人権施策に関する有識者会議を開催し、愛知県人権尊重の社会づくり条例(仮称)骨子案を発表した。上記骨子案について、10月27日から11月26日まで県民意見募集(パブリックコメント)を実施し、12月15日有識者会議を開催した。有識者会議の結果及び県民意見募集の結果概要是、愛知県のウェブサイトに掲載されている。12月の有識者会議では、「『愛知県人権尊重の社会づくり条例(仮称)』素案について」(以下「素案」という。)が配布され、知事から2022年2月の愛知県議会での制定を目指しているという発言があったことが報告された。

## 2 今回の愛知県の人権条例の目的

素案前文は、「今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに、インターネットの発達や、地域社会及び経済社会の変化によって、人権に関する課題が複雑化及び多様化している。こうしたあらゆる不当な差別の解消と人権に関する課題の解消のため、人権尊重の理念の普及をより一層推進し、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会を実現することは、県民全ての願いである。」とあり、様々なマイノリティに対する不当な差別の解消、インターネットによる人権侵害といった現代の人権課題に対応することを目指した条例で、人種差別としてのヘイトスピーチの問題に対処するにとどまらない包括的な人権条例である。本来ならば、素案前文で触れられている各人権課題について記述すべきであるが、本稿では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、記述する。

## 3 ヘイトスピーチ解消法

ヘイトスピーチとは歴史的・構造的に差別されてきた人種、民族、社会的出身、国籍、性別、性的指向、障害などにおけるマイノリティの集団・個人に対する、その属性を理由とする差別を煽動する表現である。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向

けた取組の推進に関する法律(以下「解消法」という。)が、2016年に成立した。解消法は日本以外の国若しくは地域にルーツを有する者(本邦外出身者)に対するヘイトスピーチの解消を目指す(以下の記述では、本邦外出身者に対するヘイトスピーチを単にヘイトスピーチと記述する。)いわゆる「理念法」で、ヘイトスピーチを禁止する規定はなく、ヘイトスピーチに対して過料や刑事罰といった制裁を課す規定もない。解消法2条は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長・誘発する目的で、公然と、生命・身体・自由・名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知する言動、本邦外出身者を著しく侮辱する言動、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する言動を、不当な差別的言動と定義する。法務省は解消法2条についても参考情報をウェブサイトで公表している。

## 4 ヘイトスピーチの害悪

解消法前文は、被害を受けた被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせているとしている。

ヘイトスピーチは、“その属性を有する者が個人として尊重されることがそもそもない”というメッセージを持つ表現であり、マイノリティが受け続ける被害は甚大である。また、マジョリティが被害に対して鈍感であることは、指摘されているが、私も実感するところである。

被害者が被害を訴えることは非常に大きな困難が伴う。実際に、インターネットのニュース記事のコメント欄に日常的にヘイトスピーチが書き込まれ、ヘイトスピーチの被害を訴えた被害者に対して更に人種差別を動機とする攻撃が行われる。

ヘイトスピーチが書き込まれるウェブサイト、ヘイトスピーチが投稿・拡散されるSNSを活用することもマイノリティは困難である。ウェブサイト、SNSを活用した情報の取得、情報の発信、意見の表明、交流は、現代社会に暮らす私たちにとって重要な表現の自由であるが、マイノリティの情報発信はヘイトスピーチの攻撃の対象となるため、その攻撃を避けるためにマイノリティは利用を控えることになり、行動が制約されている。

ヘイトスピーチは、マイノリティに対する差別感情と暴力を煽動する。ここ数年の間にも、差別的動機による犯罪(ヘイトクライム)が発生した。2017年イオ信用組合の愛知県内の店舗に入った者が灯油を浸した布をカウンター内に投げるという事件が発生した。火はすぐに消し止められたが、店内に従業員がいた。2021

年7月に名古屋市内の在日本大韓国民団の施設の敷地内に火がつけられるという事件が発生し、この事件で器物損害罪で起訴された者は、同年8月に京都府宇治市のウトロ地区の建物にも火をつけた事件で非現住建造物放火の罪で起訴された。

ヘイトスピーチによってマイノリティによる表現や様々な行動が制約される状況では、多様性がある社会とは言えない。ヘイトスピーチは多様性ある社会の実現を阻害する。

## 5 各地方自治体の条例

解消法は、地方公共団体に、ヘイトスピーチ解消に向けた取組と地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるよう規定している。

条例としては、2016年7月施行の大阪市条例は、条例で定義するヘイトスピーチに該当すると判断したときに、拡散防止のために必要な措置をとることができ、その表現行為がヘイトスピーチに該当する旨、表現内容の概要及びその拡散防止のためにとられた措置並びに表現行為を行った者の氏名・名称を公表するとしている。2017年香川県観音寺市は公園条例を改正し、公園で人種、国籍その他の出自を理由とする不当な差別的取扱いを誘発し、又は助長するおそれのある行為をすることを禁止し違反する場合は5万円以下の過料を科すこととした。2018年10月公布の東京都条例は、解消法2条のヘイトスピーチに対し拡散防止のための必要な措置を講ずるとともにヘイトスピーチの概要等を公表するとしている。2019年12月施行の川崎市条例は、対象のヘイトスピーチを場所や方法を具体的に規定し明確にした上で、これを禁止し、違反した場合に勧告し、勧告に従わなかった場合は命令を行い、命令に従わなかった場合には命令を受けた者の氏名・名称・住所等の公表や50万円以下の罰金が課されるとしている。

## 6 愛知県の取組について

解消法成立直後の2016年5月30日、大村知事は、「ヘイトスピーチというのは、先ほどの話題とも同じかもしれません、人権侵害だと思います。表現の自由を逸脱していると思います。これは先日も申し上げたとおりだと思います。ですから、今回こういったヘイトスピーチの解消を目指す法律が成立したということは大変有意義だと思いますし、こういった形のものが頻発するということになれば、我々としては更にそれに踏み込んだ対応をしていかなければならぬのではないかと考えております。」と発言した。公の施設の利用許可に係る審査基準を改正し、「催し物の内

容」が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのあるもの」については、公の施設の利用は許可しないことが規定された。ただ、2019年10月にウィルあいちを利用許可された団体の催しでコリアンを差別するカルタの展示が行われた。これに対し、大村知事は、「ヘイトに当たり、わかった時点で中止を指示すべきであった。」と発言した。また、インターネット上の不当な差別、誹謗中傷等を防止するための対応を検討するために、差別を助長する書き込みのモニタリングを2021年度に試行的に実施した。今回愛知県が包括的人権条例の中でヘイトスピーチ解消のための条項を盛り込んだことは、これまでの愛知県の取組を更に進めるものとして評価ができる。

素案では、県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行動、集団示威運動等の方法で行われた解消法2条のヘイトスピーチに対して、概要等の公表をするという規定が存在する。表現行為者の氏名・名称等の公表を行う規定はない。また、ヘイトスピーチを禁止する規定も、過料や刑事罰といった制裁を課す規定もない。

報道で確認できるだけでも愛知県では、この数年の間に、解消法2条のヘイトスピーチが行われた街頭宣伝が確認でき、マイノリティが被害者となった犯罪が発生した。このような実情を踏まえると、より実効的な対応が必要である。素案と同内容の条例が成立了場合も、愛知県のヘイトスピーチの解消に向けた取組が前進するように強く願っている。



2つの労働運動弾圧をはねかえした！  
しかし喜んではいられない！  
闘いはこれからだ！

松本 朗

2021年12月、2つの労働運動への弾圧に対し、無罪判決と釈放を勝ち取りました。闘いの成果であり、当たり前すぎる内容です。なぜなら弾圧、逮捕の理由がメチャクチャで「罪にならないものが罪になった」としかいえない代物だからです。2017年から始まった全日本建設運輸連帯労働組合・関西地区生コンクリート支部(※以下「関生支部」)にしかけられた一連の労働運動弾圧が次第に他の労働運動弾圧に広がり 2021年5月21日には韓国のサンケン電気を支援する会の代表、尾澤孝志さんが不当逮捕されるという弾圧がありました。

関生支部は4つの弾圧事件で裁判を争っており、そのうちの一つが12月13日に無罪と一部敗訴、尾澤さんは7か月ぶりに12月27日、釈放を勝ち取りました。以下2つの件について報告します。

### 全日建関西生コン支部、加茂生コン事件

12月13日、大阪高裁は加茂生コンに対して、組合員の子供が保育所に通うために必要な「就労証明書」を労働組合が繰り返し要求した行為は強要未遂に当たらないとして無罪判決を出しました。前回の京都地裁が出した一審判決は要求した当該組合員と同労組の執行委員に懲役1年8か月(執行猶予3年)という有罪判決でしたが、これを返して当該組合員の無罪判決を勝ち取ることができました。しかし共に要求した関生支部執行委員は別の組合役員(当時)が乱暴な言葉で社長代理を追及したことを止めなかつた事が「脅迫」の「共謀共同正犯」であるとし罰金30万円



の不当な刑罰を下しました。その理由は社長の代理(当時)の妻がすぐには就労証明書を出さず、役所に電話をかけて出す必要があるとわかつたとたん体調が悪くなつたとして救急車を呼び(高血圧緊急症とのこ

と)証明書を出さなかったからです。

裁判所は「役所に電話をかけて不利になった途端に病状が急変したことについては仮病を疑つたと考えができる」とし就労証明書を出すことは義務であると求め当該の組合員には無罪という判決を出したのです。闘いの勝利ではありますが組合の要求に対し不誠実に対応する企業が多く存在する中、激しい抗議をしたら犯罪になるのなら企業はいくらでも労働者に不利なことをするでしょう。

### サンケン電気争議

5月10に不当逮捕された「韓国サンケン労組を支援する会」代表の尾澤孝志さんが12月27日、7か月ぶりに釈放されました。尾澤さんはなぜ逮捕されたのか？その前にサンケン電気争議について説明します。サンケン電気株式会社は2020年7月9日、100%子会社である韓国サンケンの会社解散と労働者全員解雇の決定を通告しました。サンケン電気本社は2016年にも韓国サンケン労組組合員全員に対し解雇通告を行いました。組合員たちは来日し229日間の「遠征闘争」を繰り広げ、解雇撤回と原職復帰を勝ち取りました。その際交わした合意書には「今後重大な雇用問題が発生した際には、労働組合と合意のもとに行う」ことが取り決められており、それにもかかわらず、サンケン本社経営陣はその約束を破り、一方的に、ホームページ上で会社解散と労働者全員解雇を通告したのです。

直ちに東京と地元の埼玉で「支援する会」が発足し韓国サンケン労組の労働者と共に闘いが始まりました。そして5月10日「韓国サンケン労組を支援する会」「韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会」は、新座市のサンケン電気の社前で会社解散・労働者全員解雇に抗議し、撤回を求めて抗議と要請行動をおこないました。この行動は前年9月から始まりました。そして韓国労働委員会がサンケン電気本社に対し韓国サンケン労組との話し合いに応じるよう裁定が出たことを尾澤さんが申し入れしようとしたところ警備員が妨害し、そのときダンボールのプラカードが警備員の体に当たつたことが「暴行」だとされ不当にも逮捕されたのです。裁判所は「警備員の業務を妨害した」としています。今後、裁判で尾澤さんの無罪とともにサンケン電気の不当な関与が裁かれなくてはなりません。愛知からも弾圧との闘いに連帯し反戦運動とつなげて闘おう。

## 連続講座 「軍事要塞化される 奄美・沖縄の島々」

昨年 11 月から、連続講座「軍事要塞化される 奄美・沖縄の島々」という連続講座を開催し、第 1 期は、自衛隊の基地建設に揺れる種子島・馬毛島の状況を、「戦争をさせない種子島の会」の和田香穂里さん、ミサイル基地建設が進む石垣島から市会議員の内原英聰さん、ミサイル基地建設が進み、講演の直前にミサイルが搬入された宮古島から「ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会」の清水早子さんに報告していただいた。

今年、1月からは第 2 期として、日本最西端で台湾に最も近く沿岸監視部隊が作られた与那国島から「南西諸島ピースネット共同代表」の猪股 哲さん、第 2 回は最大規模の自衛隊駐屯地があり、日米の共同訓練が繰り返される奄美市市会議員、関 誠之さんに報告をしていただいた。第 2 期の最後は、2月 24 日に 2023 年に陸上自衛隊勝連分屯地(沖縄県うるま市)に 180 人規模で地対艦ミサイル部隊の配備が予定されている沖縄島から、沖縄平和運動センターの岸本 僑さんからの報告を予定している。

2010 年から、中国を念頭に南シナ海に舵を切り、南西諸島への自衛隊の基地建設、ミサイル配備を進めてきた。台湾有事が声高に言われる中、これらの地域への自衛隊配備の問題は、本土では大きく報道はされず反対運動も静かだ。しかし、地元では粘り強い運動が続けられている。2021 年 12 月、自衛隊と米軍が、台湾有事を想定して南西諸島に米軍の軍事拠点を設ける日米の新たな共同作戦計画の原案を策定したことが明らかになり、1 月 7 日に開催された、日米の外務・防衛担当閣僚による安全保障協議(2 プラス 2)で米海兵隊が自衛隊とともに沖縄など南西諸島に臨時の「機動基地」を置き、中国艦船の航行を阻止する「共同作戦計画」に合意した。もし万が一、南西諸島での有事(戦争)が起これば、住民の犠牲は必須だ。住民保護は、自治体の責任になっており、自衛隊制服組幹部は「申し訳ないが、自衛隊に住民を避難させる余力はないだろう。自治体にやってもらうしかない」と言っている。72 年前の沖縄戦の悲劇を繰りさせるわけにはいきません。ぜひ、連続講座に参加し、地元の声を聞き、反対の声をあげていきましょう。

※第 1 期と与那国島の報告は 不戦ネットの HP から視聴できます。

### 安保法制違憲訴訟あいち 証人尋問・原告本人尋問のご案内

2018 年に提訴した、安保法制違憲訴訟あいちの裁判で、証人尋問が決まりました。全国で行われている裁判では、すでに地裁・高裁で憲法判断はせず棄却の判決が数多く出ています。違憲判決を勝ち取るため、多くの方の傍聴をお願いします。

#### ①証人尋問

4 月 22 日(金)12:30 集合 名古屋地裁南側  
13:30 開廷 名古屋地裁 1 号法廷  
17:15 報告集会 弁護士会館予定

※傍聴多数の場合は抽選になります。

抽選券は、12:50まで。時間厳守

※途中休憩が入るので、傍聴者を入れ替えます。

#### 証人

布施祐仁さん(ジャーナリスト)飯島滋明さん(憲法学者)  
小西裕之さん(参議院議員)

#### ②原告本人尋問

6 月 15 日(水)9:00 集合 名古屋地裁 1 号法廷  
10:00 開廷 17:00 終了予定  
17:15 報告集会(場所 未定) ※途中入替あり。

安保法制違憲訴訟の会あいち

### 「ノーモア沖縄戦命どう宝の会」発足 呼びかけ人・賛同者を募っています

1 月 31 日、沖縄で山城博治さん、前泊博盛さん、具志堅隆松さんらの呼びかけで「ノーモア沖縄戦命どう宝の会」が発足しました。会の呼びかけには、「私たちは琉球弧の島々が戦場になることを断じて許しません。「台湾有事」、「尖閣有事」と称して住民の命を犠牲



にすることは許されないことです。「日米共同作戦計画」原案の策定に強く抗議し、撤回を要求します。台湾、尖閣有事を想定するミサイル部隊の配備、ミサイル弾薬の搬入、日米合同訓練など一切の戦争準備の中止を求めます。」とある。ぜひ、多くの賛同を! 賛同は、以下から

<https://nuchidutakara.wordpress.com/>

## ■編集後記

\*新型コロナが流行したてからはや2年。マスク生活が当たり前になり、今オミクロン株が猛威を振るっている。流行当初から言っていたにも関わらず、保健所機能はマヒし、病院はひつ迫、ワクチン接種も進まず、拳銃の果てに検査もできないという。アベノマスクは8200万枚の在庫を抱え、保管料が6億円、余ったマスクの郵送料が10億円！！だと。究極の愚策、無駄遣いだ！格差は拡大し、生活に困窮する人が増大している。暴動が起きてもおかしくないと思うが、これほど無策の政府の支持率がなぜか高い。なめられたものだ。\*その安倍が、派閥の長になり暗躍している。佐渡金山の世界文化遺産登録を巡っても、改憲を巡ってもだ。政権を維持してきた7年8か月のアベ政治はつくづく最低・最悪の政治だったと思う。その負の影響は甚大だ。何も解決されていないし、隠ぺいもしようとしている。\*一方の野党はどうか。立憲はフラフラ、国民民主は、改憲勢力か？と思わせる。先の衆議院選挙の敗因を共産党との共闘のせいにしたいようだが、原因是そこではない。自公政権との対抗軸を示さなければ有権者は支持しあしない。7月の参議院選挙は、明確な改憲勢力である自民党や日本維新の会などには勝たなければならないのだ。土地規制法のことをネットで検索したら、すでに不動産会社のHPに載っていたのには驚いた。注目を！（やま）